

令和 3 年 3 月 5 日 招 集

第 1 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和3年第1回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第1号	専決処分事項の承認について（令和2年度天草市一般会計補正予算第15号）	令和3年3月5日		
議第2号	専決処分事項の承認について（令和2年度天草市一般会計補正予算第16号）	"		
議第3号	専決処分事項の承認について（令和2年度天草市一般会計補正予算第17号）	"		
議第4号	天草市職員の特殊勤務手当に関する条例及び天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第5号	天草市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について	"		
議第6号	天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第7号	天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第8号	天草市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第9号	天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第10号	天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第11号	工事請負契約の締結について	"		
議第12号	工事請負契約の締結について	"		
議第13号	工事請負契約の締結について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第14号	新市建設計画の変更について	令和3年 3月5日		
議第15号	指定管理者の指定について（本渡南地区 コミュニティセンター）	〃		
議第16号	指定管理者の指定について（本渡北地区 コミュニティセンター）	〃		
議第17号	指定管理者の指定について（亀場地区コ ミュニティセンター）	〃		
議第18号	指定管理者の指定について（栢宇土地 区コミュニティセンター）	〃		
議第19号	指定管理者の指定について（志柿地区コ ミュニティセンター）	〃		
議第20号	指定管理者の指定について（志柿町瀬戸 地区コミュニティセンター）	〃		
議第21号	指定管理者の指定について（下浦地区コ ミュニティセンター）	〃		
議第22号	指定管理者の指定について（楠浦地区コ ミュニティセンター）	〃		
議第23号	指定管理者の指定について（本町地区コ ミュニティセンター）	〃		
議第24号	指定管理者の指定について（佐伊津地区 コミュニティセンター）	〃		
議第25号	指定管理者の指定について（宮地岳地区 コミュニティセンター）	〃		
議第26号	指定管理者の指定について（牛深地区コ ミュニティセンター）	〃		
議第27号	指定管理者の指定について（久玉地区コ ミュニティセンター）	〃		
議第28号	指定管理者の指定について（魚貫地区コ ミュニティセンター）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第29号	指定管理者の指定について（深海地区コミュニティセンター）	令和3年 3月5日		
議第30号	指定管理者の指定について（二浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第31号	指定管理者の指定について（楠甫地区コミュニティセンター）	〃		
議第32号	指定管理者の指定について（大浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第33号	指定管理者の指定について（須子地区コミュニティセンター）	〃		
議第34号	指定管理者の指定について（赤崎地区コミュニティセンター）	〃		
議第35号	指定管理者の指定について（上津浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第36号	指定管理者の指定について（下津浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第37号	指定管理者の指定について（島子地区コミュニティセンター）	〃		
議第38号	指定管理者の指定について（御所浦地区コミュニティセンター）	〃		
議第39号	指定管理者の指定について（御所浦南地区コミュニティセンター）	〃		
議第40号	指定管理者の指定について（牧島地区コミュニティセンター）	〃		
議第41号	指定管理者の指定について（御所浦北地区コミュニティセンター）	〃		
議第42号	指定管理者の指定について（嵐口地区コミュニティセンター）	〃		
議第43号	指定管理者の指定について（浦地区コミュニティセンター）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第44号	指定管理者の指定について（棚底地区コミュニティセンター）	令和3年 3月5日		
議第45号	指定管理者の指定について（宮田地区コミュニティセンター）	〃		
議第46号	指定管理者の指定について（栖本地区コミュニティセンター）	〃		
議第47号	指定管理者の指定について（小宮地地区コミュニティセンター）	〃		
議第48号	指定管理者の指定について（宮南地区コミュニティセンター）	〃		
議第49号	指定管理者の指定について（大宮地地区コミュニティセンター）	〃		
議第50号	指定管理者の指定について（大多尾地区コミュニティセンター）	〃		
議第51号	指定管理者の指定について（中田地区コミュニティセンター）	〃		
議第52号	指定管理者の指定について（碓石地区コミュニティセンター）	〃		
議第53号	指定管理者の指定について（御領地区コミュニティセンター）	〃		
議第54号	指定管理者の指定について（大島地区コミュニティセンター）	〃		
議第55号	指定管理者の指定について（鬼池地区コミュニティセンター）	〃		
議第56号	指定管理者の指定について（二江地区コミュニティセンター）	〃		
議第57号	指定管理者の指定について（手野地区コミュニティセンター）	〃		
議第58号	指定管理者の指定について（城河原地区コミュニティセンター）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第59号	指定管理者の指定について（福連木地区コミュニティセンター）	令和3年3月5日		
議第60号	指定管理者の指定について（下田北地区コミュニティセンター）	〃		
議第61号	指定管理者の指定について（下田南地区コミュニティセンター）	〃		
議第62号	指定管理者の指定について（高浜地区コミュニティセンター）	〃		
議第63号	指定管理者の指定について（大江地区コミュニティセンター）	〃		
議第64号	指定管理者の指定について（新合地区コミュニティセンター）	〃		
議第65号	指定管理者の指定について（一町田地区コミュニティセンター）	〃		
議第66号	指定管理者の指定について（富津地区コミュニティセンター）	〃		
議第67号	指定管理者の指定について（宮野河内地区コミュニティセンター）	〃		
議第68号	指定管理者の指定について（天草市総合交流ターミナル施設ユメール）	〃		
議第69号	指定管理者の指定について（天草市イロカセンター）	〃		
議第70号	市道路線の廃止について			
議第71号	財産の取得について	〃		
議第72号	令和2年度天草市一般会計補正予算（第18号）	〃		
議第73号	令和2年度天草市病院事業会計補正予算（第4号）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第74号	令和3年度天草市一般会計予算	令和3年 3月5日		
議第75号	令和3年度天草市国民健康保険特別会計予算	〃		
議第76号	令和3年度天草市介護保険特別会計予算	〃		
議第77号	令和3年度天草市後期高齢者医療特別会計予算	〃		
議第78号	令和3年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	〃		
議第79号	令和3年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算	〃		
議第80号	令和3年度天草市歯科診療所特別会計予算	〃		
議第81号	令和3年度天草市斎場事業特別会計予算	〃		
議第82号	令和3年度天草市一町田財産区特別会計予算	〃		
議第83号	令和3年度天草市新合財産区特別会計予算	〃		
議第84号	令和3年度天草市病院事業会計予算	〃		
議第85号	令和3年度天草市水道事業会計予算	〃		
議第86号	令和3年度天草市下水道事業会計予算	〃		

議第 1 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 15 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第1号

専決処分書

令和2年度天草市一般会計補正予算（第15号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月5日

天草市長職務代理者

天草市副市長 金子 邦彦

（専決処分の理由）

市長の死去に伴う天草市長選挙等に要する経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年度天草市一般会計補正予算（第15号）

令和2年度天草市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,208 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,404,848 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,265,426	74,208	2,339,634
	2 基金繰入金	2,265,426	74,208	2,339,634
補正されなかった款項に係る額		66,065,214		66,065,214
歳入合計		68,330,640	74,208	68,404,848

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,865,517	74,208	10,939,725
	1 総務管理費	10,175,857	14,355	10,190,212
	5 選挙費	27,104	59,853	86,957
補正されなかった款項に係る額		57,465,123		57,465,123
歳出合計		68,330,640	74,208	68,404,848

議第 2 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 16 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第2号

専決処分書

令和2年度天草市一般会計補正予算（第16号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月21日

天草市長職務代理者

天草市副市長 金子 邦彦

（専決処分の理由）

令和2年7月豪雨並びに令和2年台風第9号及び第10号に伴う災害復旧費等について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年度天草市一般会計補正予算（第16号）

令和2年度天草市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,091千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,538,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		17,944,464	52,893	17,997,357
	1 国庫負担金	5,966,492	52,893	6,019,385
16 県支出金		4,517,074	28,336	4,545,410
	2 県補助金	1,710,750	28,336	1,739,086
19 繰入金		2,339,634	4,562	2,344,196
	2 基金繰入金	2,339,634	4,562	2,344,196
22 市債		6,181,200	48,300	6,229,500
	1 市債	6,181,200	48,300	6,229,500
補正されなかった款項に係る額		37,422,476		37,422,476
歳入合計		68,404,848	134,091	68,538,939

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		4,367,759	46,673	4,414,432
	3 河川費	231,673	46,673	278,346
10 災害復旧費		1,764,215	87,418	1,851,633
	1 農林水産施設災害復旧費	407,303	35,288	442,591
	2 公共土木施設災害復旧費	1,332,337	45,647	1,377,984
	3 文教施設災害復旧費	20,075	6,483	26,558
補正されなかった款項に係る額		62,272,874		62,272,874
歳出合計		68,404,848	134,091	68,538,939

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	3 河川費	河川等災害関連事業	46,673
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（漁港漁場施設）	7,000
		現年発生補助災害復旧事業（漁港漁場施設）	28,288
	3 文教施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（公立学校施設）	6,483

2 変 更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
10 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業 （公共土木施設）	905,852	補正前に同じ	951,499

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	84,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合にはその債権者と 協定するものによ る。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができる。	101,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
災害復旧事業	764,100	〃	〃	〃	795,000	〃	〃	〃

議第 3 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 17 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第3号

専決処分書

令和2年度天草市一般会計補正予算（第17号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月9日

天草市長職務代理者

天草市副市長 金子 邦彦

（専決処分の理由）

新型コロナウイルスワクチンの接種等に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年度天草市一般会計補正予算（第17号）

令和2年度天草市の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,559,047千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		17,997,357	20,108	18,017,465
	1 国庫負担金	6,019,385	18,702	6,038,087
	2 国庫補助金	11,963,229	1,406	11,964,635
補正されなかった款項に係る額		50,541,582		50,541,582
歳入合計		68,538,939	20,108	68,559,047

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		6,314,241	20,108	6,334,349
	1 保健衛生費	1,013,190	20,108	1,033,298
補正されなかった款項に係る額		62,224,698		62,224,698
歳出合計		68,538,939	20,108	68,559,047

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業	29,274
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	18,702

議第 4 号

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例及び天草市国民健康保険条例の一部を改正する
条例の制定について

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例及び天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例及び天草市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

(天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 4 8 号）の一部を
次のように改正する。

附則第 3 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第
1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス
属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝
染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(天草市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 天草市国民健康保険条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改
正する。

附則第 5 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第
1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体が
ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健
機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感
染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和３年法律第５号）の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 5 号

天草市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

天草市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に関する対策の経費の財源に充てるため、天草市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策基金を創設するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 号

天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

天草市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市介護保険条例の一部を改正する条例

天草市介護保険条例（平成 18 年天草市条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市介護保険条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険の保険料率は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 129 条第 2 項の規定により、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 号

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年天草市条例第 4 4 号)の一部を次のように改める。

目次中「共生型地域密着型通所介護に関する基準」を「共生型地域密着型サービスに関する基準」に、「この款の趣旨及び基本方針」を「この節の趣旨及び基本方針」に、「第 1 1 章 委任(第 2 3 0 条)」を「第 1 1 章 雑則(第 2 3 0 条・第 2 3 1 条)」に改める。

第 3 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 6 条第 4 項中「専ら」を「、専ら」に改め、同条第 5 項中「場合は」を「ときは」に改め、同項第 1 号中「をいう」の次に「。第 4 7 条第 4 項第 1 号において同じ」を加え、同項第 2 号中「をいう」の次に「。第 4 7 条第 4 項第 2 号において同じ」を加え、同項第 3 号中

「をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延

の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第75条第1項及び第116条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該

指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第70条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第71条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第71条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第73条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第74条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第75条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第78条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに

第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第78条の2中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「児童福祉法第7条第2項」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項」に改める。

第78条の3前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「及び第60条」を「、第60条」に、「、第63条第4項」を「及び第63条第4項」に改め、同条後段中「。第34条」を「。第34条第1項」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第71条第3項」を「、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号」に改める。

第92条中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第96条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第3項第(2)号」を「第3項第2号」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第71条第3項」を「第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号」に改める。

第101条第1項中「又は施設」の次に「（第103条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第102条第2項中「第111条第7項」の次に「、第138条第9項」を加える。

第103条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内

にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第109条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第111条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第112条第3項中「、指定複合型サービス事業」を「、指定複合型サービス事業所」に、「所等の」を「等の」に、「第139条第2項」を「第139条第3項」に改める。

第116条中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第129条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第130条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第136条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第71条第3項」の次に「及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号」を加える。

第138条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第138条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第139条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることことができる。

第141条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第145条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第156条において準用する第75条第1項に規定する運営推進会議における評価

第149条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第150条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第151条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第151条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第156条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第7章第4節」との次に「、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第165条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第172条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第173条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第173条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第176条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第8章第4節」と」の次に「、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を、「2月」と」の次に「、第128条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第178条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第178条第1項第4号を次のように改める。

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

第178条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第178条第4項中「第14項、第178条第1項第6号」を「第15項、次条第1項第6号」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」

を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第184条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第185条第6項中「召集して行う会議」を「召集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第190条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第190条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^く口腔衛生の管理）

第190条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第195条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第196条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者

その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第196条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第198条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第202条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第204条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第207条第1項第1号ア中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

- (ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第209条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第213条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格

を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第216条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「及び第5号」を「、第5号及び第7号」に改める。

第229条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第71条中」を「第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中」に改める。

「第11章 委任」を「第11章 雑則」に改める。

第230条を第231条とし、第11章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第230条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び前条において準用する場合を含む。)、第143条第1項、第163条第1項及び第182条第1項(第216条において準用する場合を含む。))並びに次項

に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年天草市条例第45号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 委任(第90条)」を「第5章 雑則(第90条・第91条)」に改める。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第3条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の次に「及び第70条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、

当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

のとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加え、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第45条第3項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改める。

第49条中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第64条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2及び第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第70条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第70条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第71条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第73条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第77条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことがで

きるものとする。）」を加える。

第78条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第79条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第80条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条前段中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項）」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項）」に改め、同条後段中「第80条」を「第79条」に改め、「規程」と、」の次に「同項第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第86条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

「第5章 委任」を「第5章 雑則」に改める。

第90条を第91条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第90条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第64条及び第85条において準用する場合を含む。）及び第75条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年天草市条例第27号）に一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」を
「第6章 基準該当
第7章 雑則（
当介護予防支援に関する基準（第35条）
に改める。

第36条）
」

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行

うよう努めなければならない。

第20条中「として次に掲げる事項」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の

防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年天草市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)」を
「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)」を
第5章 雑則(当居宅介護支援に関する基準(第33条)第34条)に改める。

第4条第4項中「平成17年法律第123条」を「平成17年法律第123号」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること等」を「できること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。))がそれぞれ位置付

けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等」に改める。

第16条第9号中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改め、同条第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条中第29号を第30号とし、第23号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第22号中「医師又は歯科医師」を「医師等」に改め、同号を同条第23号とし、同条中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないこと。

第21条中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テ

レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「(平成11年厚生省令第36号)」を削る。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所)であつて、同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以

下この項において「管理者」という。)が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条中天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例附則第2項の改正規定及び同条例附則に1項を加える改正規定 公布の日
 - (2) 第4条中天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第16条第19号の次に1号を加える改正規定 令和3年10月1日
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第4条第5項及び第29条の2(これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第4条第5項及び第30条の2(これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規

定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第70条（新地域密着型サービス基準条例第78条の3において準用する場合を含む。）、第92条、第107条、第129条（新地域密着型サービス基準条例第229条において準用する場合を含む。）、第150条、第172条、第195条及び第213条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第79条、新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第74条第2項（新地域密着型サービス基準条例第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条及び第229条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条

及び第 8 5 条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第 2 3 条の 2 (新指定介護予防支援等基準条例第 3 5 条において準用する場合を含む。)並びに新指定居宅介護支援等基準条例第 2 4 条の 2 (新指定居宅介護支援等基準条例第 3 3 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新地域密着型サービス基準条例第 7 1 条第 3 項 (新地域密着型サービス基準条例第 7 8 条の 3、第 9 6 条、第 1 0 9 条、第 1 3 6 条及び第 2 2 9 条において準用する場合を含む。)、第 1 5 1 条第 3 項、第 1 7 3 条第 4 項、第 1 9 6 条第 3 項及び第 2 1 4 条第 4 項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第 2 8 条第 3 項 (新地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 4 条において準用する場合を含む。)及び第 8 0 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新地域密着型サービス基準条例第 1 9 0 条の 2 (新地域密着型サービス基準条例第 2 1 6 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第 1 9 0 条の 2 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(^く口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新地域密着型サービス基準条例第 1 9 0 条の 3 (新地域密着型サービス基準条例第 2 1 6 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第 1 9 0 条の 3 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 8 施行日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新地域密着型サービス基準条例第 1 9 8 条第 2 項第 3 号 (新地域密着型サービス基準条例第 2 1 6 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第202条第1項(新地域密着型サービス基準条例第216条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 10 施行日から当分の間、新地域密着型サービス基準条例第207条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第178条第1項第3号ア及び第214条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 11 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、第1条の規定による改正前の天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第207条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 号

天草市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険基金条例（平成 1 8 年天草市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「、老人保健拠出金及び介護納付金」を「及び国民健康保険事業費納付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

天草市国民健康保険基金を国民健康保険事業費納付金に充てるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 9 号

天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市手数料条例の一部を改正する条例

天草市手数料条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 2 7 号を同条第 1 2 8 号とし、同条第 4 8 号から第 1 2 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 4 7 号の次に次の 1 号を加える。

(48) 道路位置指定証明手数料 3 0 0 円

別表第 7 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 7（第 2 条関係）

低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分			手数料の額		
			認定申請	変更認定申請	
(1) 一戸建て の住宅又は 一戸建ての 住宅以外の 建築物の住 宅部分	適合証、設計 住宅性能評価 書又はこれに 相当するもの として市長が 定めるものが 添付された場 合	一戸建ての住宅		6, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
		一戸建て の住宅以 外の建築 物の住宅 部分	申請住戸数が 1 戸の場合	6, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
			申請住戸数が 2 戸から 5 戸 までの場合	1 2, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
			申請住戸数が 6 戸から 1 0 戸までの場合	2 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
		申請住戸数が 1 1 戸から 2	3 4, 0 0 0 円	1 7, 0 0 0 円	

		5戸までの場合		
		申請戸数が26戸から50戸までの場合	56,000円	28,000円
		申請戸数が51戸から100戸までの場合	100,000円	50,000円
		申請戸数が101戸から200戸までの場合	159,000円	79,500円
		申請戸数が201戸から300戸までの場合	200,000円	100,000円
		申請戸数が301戸を超える場合	214,000円	107,000円
適合証、設計	一戸建ての住宅		36,000円	18,000円
住宅性能評価書及びこれに相当するものとして市長が定めるものいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅以外の建築物の部分	申請戸数が1戸の場合	36,000円	18,000円
		申請戸数が2戸から5戸までの場合	72,000円	36,000円
		申請戸数が6戸から10	100,000円	50,000円

		戸までの場合		
		申請住戸数が 11戸から2 5戸までの場 合	141,000円	70,500円
		申請住戸数が 26戸から5 0戸までの場 合	202,000円	101,000円
		申請住戸数が 51戸から1 00戸までの 場合	288,000円	144,000円
		申請住戸数が 101戸から 200戸まで の場合	391,000円	195,500円
		申請住戸数が 201戸から 300戸まで の場合	513,000円	256,500円
		申請住戸数が 301戸を超 える場合	603,000円	301,500円
(2) 一戸建て の住宅以外 の建築物の 共用部分又 は工場等部	適合証又はこ れに相当する ものとして市 長が定めるも のが添付され	面積が300平方メー トル以内	12,000円	6,000円
		面積が300平方メー トルを超え1,000平方 メートル以内	21,000円	10,500円

分	た場合	面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	34,000円	17,000円
		面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	100,000円	50,000円
		面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	159,000円	79,500円
		面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	200,000円	100,000円
		面積が25,000平方メートルを超えるもの	250,000円	125,000円
	適合証及びこれに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合	面積が300平方メートル以内	113,000円	56,500円
		面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	143,000円	71,500円
		面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	185,000円	92,500円
		面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	288,000円	144,000円
		面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	371,000円	185,500円
		面積が10,000平方	443,000円	221,500円

		メートルを超え25,000平方メートル以内			
		面積が25,000平方メートルを超えるもの	515,000円	257,500円	
(3) 前2号に掲げる部分以外の部分	適合証又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合	面積が300平方メートル以内	12,000円	6,000円	
		面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	21,000円	10,500円	
		面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	34,000円	17,000円	
		面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	100,000円	50,000円	
		面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	159,000円	79,500円	
		面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	200,000円	100,000円	
		面積が25,000平方メートルを超えるもの	250,000円	125,000円	
		適合証及びこれに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない	面積が300平方メートル以内	249,000円	124,500円
		面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	310,000円	155,000円	
		面積が1,000平方メートル	396,000円	198,000円	

場合	一トルを超え2,000平方メートル以内		
	面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	562,000円	281,000円
	面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	690,000円	345,000円
	面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	814,000円	407,000円
	面積が25,000平方メートルを超えるもの	927,000円	463,500円

別表第8中備考以外の部分を次のように改める。

別表第8（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請又は通知手数料

区分		手数料の額	
評価手法等	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	判定申請	変更判定申請
性能向上計画認定通知書が添付された場合（建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物に限る。）	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	5,000円
	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円	8,500円
	面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円	13,000円
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円	39,000円
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円	61,500円
	面積が10,000平方メートル以上	155,000円	77,500円

		25,000平方メートル未満のもの		
		面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円	97,000円
性能向上計画認定通 知書が添付されない 場合	モデル	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円	38,500円
	建物法	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	100,000円	50,000円
	により	面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円	64,500円
	評価さ	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	104,500円
	れてい	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円	136,500円
	るもの	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	164,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	385,000円	192,500円
	標準入	面積が300平方メートル未満のもの	201,000円	100,500円
	力法等	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	256,000円	128,000円
	により	面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル以内	325,000円	162,500円
評価さ	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円	232,000円	
れてい	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	572,000円	286,000円	
るもの	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円	338,000円	
	面積が25,000平方メートル以上のもの	771,000円	385,000円	

別表第8備考1中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表備考2中「、第10条第1号イ(2)及びロ(2)」を削り、同表備考3中「標準入力法」及び「主要室入力法」を「標準入力法等」に、「並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)」を「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に改める。

別表第9中備考以外の部分を次のように改める。

別表第9（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分			手数料の額		
			認定申請	変更認定申請	
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合	戸建住宅及び共同住宅等の住戸	一戸につき 5,000円	一戸につき 2,500円	
		共同住宅等全体	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	5,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円	10,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円	22,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	78,000円	39,000円
適合証、設計	戸建住宅及び共	一戸当たりの面	一戸につき	一戸につき	

	住宅性能評価書及びこれに相当するものとして市長が定めるものいずれも添付されない場合	同住宅等の住戸	積が200平方メートル未満のもの	31,000円	15,500円
			一戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	一戸につき 34,000円	一戸につき 17,000円
	共同住宅等全体	面積が300平方メートル未満のもの	61,000円	30,500円	
		面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,000円	51,000円	
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	174,000円	87,000円	
		面積が5,000平方メートル以上のもの	249,000円	124,500円	
非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	5,000円	
		面積が300平方メートル以上1,000平方	17,000円	8,500円	

		メートル未満のもの		
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円	13,000円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円	39,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円	61,500円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円	77,500円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円	97,000円
適合証及びこれに相当するものとして市長が定めるも	モデル建物法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円	38,500円
		面積が300平方メートル以上のもの	100,000円	50,000円

ののいずれも 添付されない 場合	方メートル以上 1,000平方 メートル未満の もの			
	面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円	64,500円	
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円	104,500円	
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円	136,500円	
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	164,000円	
	面積が25,000平方メートル以上のもの	385,000円	192,500円	
	標準入力法等により評価されて	面積が300平方メートル未満	201,000円	100,500円

		いるもの	のもの		
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	256,000円	128,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円	162,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	464,000円	232,000円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	572,000円	286,000円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	676,000円	338,000円
			面積が25,000平方メートル以上のもの	771,000円	385,500円

別表第9備考4中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同表備考

7中「標準入力法」及び「主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「方法」の次に「又は同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、同表備考11中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

別表第10中備考以外の部分を次のように改める。

別表第10（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料

区分			手数料の額		
住 宅 部 分	適合証、認定通知書、	一戸建ての住宅	5,000円		
	建設住宅性能評価書又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円	
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円	
			面積が5,000平方メートル以上のもの	78,000円	
	適合証認定性能基準に通知書、建より評価する方法 設住宅性能評価書及びこれに相当するものとして市長が定めるものいずれも添付されな	一戸建ての住宅	面積が200平方メートル未満のもの	31,000円	
			面積が200平方メートル以上のもの	34,000円	
			共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	61,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,000円
	面積が2,000平方メートル	174,000円			

い場合			以上5,000平方メートル未満のもの	
			面積が5,000平方メートル以上のもの	249,000円
	仕様基準により評価する方法、モデル住宅法	一戸建ての住宅	面積が200平方メートル未満のもの	16,000円
			面積が200平方メートル以上のもの	17,000円
	又はフロア入力法	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	29,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	138,000円
	非住宅部分	適合証、認定通知書又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			26,000円	
面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			78,000円	

		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円
適合証、認定通知書及びこれに相当するものとして市長が定めるものいずれも添付されない場合	モデル建物法により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	100,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	273,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	385,000円
		標準入力法等により評価されているもの	面積が300平方メートル未満のもの

		面積が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの	256,000円
		面積が1,000平方メートル 以上2,000平方メートル未 満のもの	325,000円
		面積が2,000平方メートル 以上5,000平方メートル未 満のもの	464,000円
		面積が5,000平方メートル 以上10,000平方メートル 未満のもの	572,000円
		面積が10,000平方メート ル以上25,000平方メート ル未満のもの	676,000円
		面積が25,000平方メート ル以上のもの	771,000円

別表第10備考5(1)中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表備考11中「並びに第10条第1号イ(2)及びロ(2)」を削り、同表備考12中「標準入力法」及び「主要室入力法」を「標準入力法等」に改め、「並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)」を削り、「方法」の次に「又は同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

手数料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 10 号

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天草市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年天草市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表天草市立牛深市民病院の項中「105 床」を「85 床」に、「43 床」を「33 床」に改め、同表天草市立栖本病院の項中「46 床」を「20 床」に改め、同表国民健康保険天草市立新和病院の項中「40 床」を「30 床」に改め、同表国民健康保険天草市立河浦病院の項中「39 床」を「26 床」に、「60 床」を「40 床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市立病院の病床数を変更するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 11 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 本渡学校給食センター建築工事 |
| 2 工事場所 | 天草市東町 地内 |
| 3 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 775,500,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 住所 天草市南新町3番地1
名称 吉永・有江・昭和特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社吉永産業天草支店 支店長 吉永 禮子 |

(提案理由)

予定価格が1億5千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成18年天草市条例第59号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 12 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 本渡学校給食センター電気設備工事 |
| 2 工事場所 | 天草市東町 地内 |
| 3 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 220,000,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 住所 天草市志柿町6626番地2
名称 西邦電気工事株式会社天草営業所
代表者 所長 岩崎 昌昭 |

(提案理由)

予定価格が1億5千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成18年天草市条例第59号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 13 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 本渡学校給食センター機械設備工事 |
| 2 工事場所 | 天草市東町 地内 |
| 3 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 565,400,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 住所 天草市亀場町亀川1538番地8
名称 九電工・三和特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社九電工天草営業所 所長 森 祐司 |

(提案理由)

予定価格が1億5千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成18年天草市条例第59号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 14 号

新市建設計画の変更について

新市建設計画を別冊のとおり変更するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

(提案理由)

新市建設計画を変更するには、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 15 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

本渡南地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市港町 13 番 5 号

本渡南地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 16 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

本渡北地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市今釜町 10 番 43 号

本渡北地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 17 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

亀場地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市亀場町亀川 1698 番地

亀場地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 18 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

栢宇土地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市栢宇土町 1711 番地

栢宇土地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 19 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

志柿地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市志柿町 3390 番地 10

志柿地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 20 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

志柿町瀬戸地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市志柿町 3390 番地 10

志柿地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 2 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市下浦町 1 2 8 2 番地

下浦地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 22 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

楠浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市楠浦町 2366 番地

楠浦地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 23 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

本町地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市本町本 8 3 2 番地

本町地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 24 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

佐伊津地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市佐伊津町 2258 番地

佐伊津地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 25 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

宮地岳地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市宮地岳町 5616 番地 2

宮地岳地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 26 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

牛深地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市牛深町 122 番地 2

牛深地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 27 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

久玉地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市久玉町 1 4 1 2 番地 1 2

久玉地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 28 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
魚貫地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市魚貫町 5 5 3 6 番地 1
魚貫地区振興会
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 29 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

深海地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市深海町 1842 番地 42

深海地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 30 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

二浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市二浦町亀浦 1035 番地 11

二浦地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 3 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

楠甫地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町楠甫 4 6 2 9 番地 7

楠甫地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 3 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町大浦 1 7 2 3 番地 1

大浦地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 33 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

須子地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町須子 2082 番地 3

須子地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 34 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

赤崎地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町赤崎 1801 番地 1

赤崎地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 35 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上津浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町上津浦 3706 番地 4

上津浦地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 36 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下津浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町下津浦 2504 番地

下津浦地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 37 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

島子地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市有明町大島子 2550 番地 1

島子地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 38 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

御所浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 5

御所浦地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 39 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
御所浦南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市御所浦町御所浦 6 1 9 6 番地 2
御所浦南地区振興会
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第40号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年天草市条例第21号）第17条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

牧島地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町牧島625番地7

牧島地区振興会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
御所浦北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市御所浦町横浦 3 8 3 番地 6
御所浦北地区振興会
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

嵐口地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市御所浦町御所浦 2 8 9 5 番地 1 4

嵐口地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 43 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

浦地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市倉岳町浦 3089 番地 1

浦地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 4 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

棚底地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市倉岳町棚底 1 7 8 6 番地 4

棚底地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 4 5 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

宮田地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市倉岳町宮田 1 3 2 7 番地 1

宮田地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 46 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

栖本地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市栖本町河内 4 4 1 4 番地 1

栖本地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 47 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

小宮地地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地 669 番地 1

小宮地地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 48 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

宮南地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地 10821 番地 1

宮南地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 49 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大宮地地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町大宮地 4 2 7 5 番地 1

大宮地地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第50号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年天草市条例第21号）第17条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大多尾地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町大多尾2852番地1

大多尾地区振興会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

中田地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町中田 2 2 7 0 番地 5

中田地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

碓石地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市新和町碓石 9 5 9 番地 1

碓石地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 53 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

御領地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 12153 番地

御領まちづくり振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 4 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大島地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 1 2 1 5 3 番地

御領まちづくり振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 55 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼池地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町鬼池 1184 番地

鬼池まちづくり振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第56号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成18年天草市条例第21号）第17条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

二江地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町二江3066番地

二江まちづくり振興会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 57 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
手野地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町手野一丁目 3768 番地 3
手野まちづくり振興会
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 58 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

城河原地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町城河原一丁目 17 番地 1

城河原地域づくり振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 59 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
福連木地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市天草町福連木 3645 番地 2
福連木里づくり振興会
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 60 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下田北地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町下田北 534 番地 1

下田北地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 6 1 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下田南地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町下田南 3 0 4 0 番地 1

下田南地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 6 2 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

高浜地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町高浜南 5 0 1 番地 1

高浜地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 63 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大江地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市天草町大江 7480 番地 5

大江地域づくり振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 6 4 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新合地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町新合 2 0 0 8 番地 4

新合地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 65 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
一 町田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市河浦町河浦 5 2 2 3 番地
一 町田地区振興会
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 66 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

富津地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町崎津 1 1 1 7 番地 2

富津地区振興会

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 67 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
宮野河内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
天草市河浦町宮野河内 337 番地 6
宮野河内地区振興会
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 68 号

指定管理者の指定について

天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例（平成 18 年天草市条例第 218 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市総合交流ターミナル施設ユメール

2 指定管理者となる団体

天草市五和町二江 5 4 7 番地

株式会社プラスファイブ

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 69 号

指定管理者の指定について

天草市イルカセンター条例（平成 30 年天草市条例第 38 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市イルカセンター

2 指定管理者となる団体

天草市港町 10 番 19 号

天草漁業協同組合

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 70 号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
1 4 4 7	スウチ坊線	天草市天草町福連木 字スウチ坊 2 3 0 4 番 1 地先	天草市天草町福連木 字スウチ坊 2 2 9 9 番 4 地先	121.7	5.4~ 8.0

(提案理由)

市道の路線を廃止するには、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 7 1 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 本渡学校給食センター厨房機器整備に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 厨房機器一式 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得金額 | 352,000,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 熊本市東区錦ヶ丘 9-26
名称 株式会社 中西製作所 熊本営業所
代表者 所長 福田 広 |

(提案理由)

予定価格が 2 千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成 1 8 年天草市条例第 6 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第72号

令和2年度天草市一般会計補正予算（第18号）

令和2年度天草市の一般会計補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,409,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,968,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 地方消費税交付金		1,843,000	△ 95,400	1,747,600
	1 地方消費税交付金	1,843,000	△ 95,400	1,747,600
13 分担金及び負担金		303,191	1,908	305,099
	2 負担金	252,123	1,908	254,031
15 国庫支出金		18,017,465	637,119	18,654,584
	1 国庫負担金	6,038,087	54,933	6,093,020
	2 国庫補助金	11,964,635	582,186	12,546,821
16 県支出金		4,545,410	195,700	4,741,110
	1 県負担金	2,636,942	27,466	2,664,408
	2 県補助金	1,739,086	168,234	1,907,320
18 寄附金		1,602,000	10,000	1,612,000
	1 寄附金	1,602,000	10,000	1,612,000
19 繰入金		2,344,196	296,163	2,640,359
	2 基金繰入金	2,344,196	296,163	2,640,359
21 諸収入		805,174	14,403	819,577
	5 雑入	613,848	14,403	628,251
22 市債		6,229,500	349,700	6,579,200
	1 市債	6,229,500	349,700	6,579,200
補正されなかった款項に係る額		32,869,111		32,869,111
歳入合計		68,559,047	1,409,593	69,968,640

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,939,725	439,135	11,378,860
	1 総務管理費	10,190,212	439,135	10,629,347
3 民生費		25,636,188	145,043	25,781,231
	1 社会福祉費	12,768,002	116,731	12,884,733
	3 児童福祉費	6,676,846	7,452	6,684,298
	4 生活保護費	1,528,581	20,560	1,549,141
	5 災害救助費	227,325	300	227,625
4 衛生費		6,334,349	1,366	6,335,715
	1 保健衛生費	1,033,298	1,366	1,034,664
5 農林水産業費		2,568,513	232,617	2,801,130
	1 農業費	1,513,778	211,814	1,725,592
	2 林業費	364,550	10,803	375,353
	3 水産業費	690,185	10,000	700,185
6 商工費		2,542,422	19,409	2,561,831
	1 商工費	2,542,422	19,409	2,561,831
7 土木費		4,414,432	545,623	4,960,055
	2 道路橋梁費	1,393,366	181,500	1,574,866
	3 河川費	278,346	7,750	286,096
	4 港湾費	185,903	2,950	188,853
	5 都市計画費	2,080,895	353,423	2,434,318
9 教育費		4,691,505	26,400	4,717,905
	2 小学校費	339,724	15,200	354,924
	3 中学校費	282,734	11,200	293,934
補正されなかった款項に係る額		11,431,913		11,431,913
歳出合計		68,559,047	1,409,593	69,968,640

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	ふるさと応援寄附金推進事業	161,000
		支所要望対応事業（御所浦支所）	5,000
4 衛生費	2 環境費	災害廃棄物処理事業	18,928
5 農林水産業費	1 農業費	強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）	22,417
		養豚農場野生動物侵入防護柵等整備緊急支援事業	10,879
		園芸施設整備支援事業	3,510
		産地生産基盤パワーアップ事業	211,814
	2 林業費	単県治山事業	6,289
	3 水産業費	水産基盤整備事業	49,000
6 商工費	1 商工費	6次産業化推進事業	50,000
		観光客誘客促進事業	36,004
7 土木費	1 土木管理費	民間建築物耐震改修促進事業	1,000
	2 道路橋梁費	交通安全施設整備事業	8,360
		市道維持補修事業	2,500
		市道改良（単独）事業	35,000
	3 河川費	単独河川整備事業	27,000
5 都市計画費	都市公園整備単独事業	21,940	
8 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	16,194

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	2 小学校費	義務教育支援体制整備事業（小学校）	15,200
	3 中学校費	義務教育支援体制整備事業（中学校）	11,200
10 災害復旧費	4 その他公共施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（普通財産）	2,000

2 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
5 土木費	1 農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	30,000	補正前に同じ	65,836
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	29,105	補正前に同じ	271,627
	5 都市計画費	景観からの島づくり事業	29,008	補正前に同じ	37,608
		熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	519,000	補正前に同じ	1,030,193
		都市計画道路太田町水の平線整備事業	148,000	補正前に同じ	456,689
		公園施設長寿命化対策支援事業	6,448	補正前に同じ	39,148

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業共同利用施設整備事業	46,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件 により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。た だし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えすることが できる。
減収補填債	95,400	〃	〃	〃

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港施設整備事業	210,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いてはその 融資条件に よる。銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定する ものによ る。た だし、市 財政の 都合に よる 据置 期間 及び 償還 期限 を短 縮し、 又は 繰上 償還 も し く は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。	215,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
道路橋梁設整備事業	565,500	〃	〃	〃	637,300	〃	〃	〃
河川整備事業	101,900	〃	〃	〃	109,600	〃	〃	〃

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾改修事業	126,700	〃	〃	〃	129,500	〃	〃	〃
街路整備事業	687,200	〃	〃	〃	785,700	〃	〃	〃
公園整備事業	49,700	〃	〃	〃	63,200	〃	〃	〃
景観整備事業	33,700	〃	〃	〃	41,800	〃	〃	〃

令和2年度天草市病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和2年度天草市の病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2）延患者数	230,948 人	△ 35,919 人	195,029 人
入院患者数 一般病床	60,225 人	△ 12,045 人	48,180 人
療養病床	28,835 人	△ 4,380 人	24,455 人
結核病床	1,825 人	△ 1,095 人	730 人
外来患者数 一般外来	133,901 人	△ 17,580 人	116,321 人
介護サービス	6,162 人	△ 819 人	5,343 人
（3）一日平均患者数	727 人	△ 111 人	616 人
入院患者数 一般病床	165 人	△ 33 人	132 人
療養病床	79 人	△ 12 人	67 人
結核病床	5 人	△ 3 人	2 人

外来患者数	一般外来	457人	△60人	397人
	介護サービス	21人	△3人	18人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	収入	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	4,145,425千円		610,386千円	4,755,811千円
第1項 医業収益	3,269,698千円		△472,506千円	2,797,192千円
第2項 医業外収益	875,715千円		1,082,892千円	1,958,607千円

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度天草市一般会計予算

令和3年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,979,480千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		7,081,461
	1 市民税	2,791,888
	2 固定資産税	3,191,488
	3 軽自動車税	281,193
	4 市たばこ税	500,000
	6 入湯税	25,000
	7 都市計画税	291,892
2 地方譲与税		529,000
	1 地方揮発油譲与税	122,000
	2 自動車重量譲与税	342,000
	3 森林環境譲与税	64,000
	4 航空機燃料譲与税	1,000
3 利子割交付金		4,000
	1 利子割交付金	4,000
4 配当割交付金		12,000
	1 配当割交付金	12,000
5 株式等譲渡所得割交付金		14,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	14,000
6 法人事業税交付金		20,000
	1 法人事業税交付金	20,000
7 地方消費税交付金		1,725,000
	1 地方消費税交付金	1,725,000

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
8 ゴルフ場利用税交付金		7,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	7,000
9 環境性能割交付金		19,000
	1 環境性能割交付金	19,000
10 地方特例交付金		146,093
	1 地方特例交付金	35,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	111,093
11 地方交付税		21,259,000
	1 地方交付税	21,259,000
12 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
13 分担金及び負担金		291,750
	1 分担金	54,906
	2 負担金	236,844
14 使用料及び手数料		642,130
	1 使用料	459,952
	2 手数料	182,178
15 国庫支出金		6,943,919
	1 国庫負担金	5,710,909
	2 国庫補助金	1,218,104
	3 国庫委託金	14,906

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
16 県支出金		4,097,446
	1 県負担金	2,520,805
	2 県補助金	1,379,855
	3 県委託金	196,786
17 財産収入		91,883
	1 財産運用収入	81,429
	2 財産売却収入	10,454
18 寄附金		1,600,000
	1 寄附金	1,600,000
19 繰入金		2,005,978
	2 基金繰入金	2,005,978
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		603,619
	1 延滞金、加算金及び過料	3,123
	2 市預金利子	53
	3 貸付金元利収入	384
	4 受託事業収入	3,650
	5 雑入	596,409
22 市債		3,880,200
	1 市債	3,880,200
歳入合計		50,979,480

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		272,181
	1 議会費	272,181
2 総務費		7,976,546
	1 総務管理費	7,231,862
	2 徴税費	309,005
	3 地籍調査費	47,763
	4 戸籍住民基本台帳費	165,616
	5 選挙費	152,418
	6 統計調査費	26,972
	7 監査委員費	42,910
3 民生費		17,274,526
	1 社会福祉費	4,970,119
	2 高齢者福祉費	4,593,292
	3 児童福祉費	6,198,889
	4 生活保護費	1,509,626
	5 災害救助費	2,600
4 衛生費		6,423,340
	1 保健衛生費	1,349,868
	2 環境費	3,183,436
	3 斎場費	160,659
	4 水道費	578,625
	5 病院費	1,040,143
	6 看護専門学校費	110,609

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 農林水産業費		2,188,591
	1 農業費	1,368,889
	2 林業費	265,484
	3 水産業費	554,218
6 商工費		1,229,445
	1 商工費	1,229,445
7 土木費		2,874,388
	1 土木管理費	175,292
	2 道路橋梁費	945,094
	3 河川費	174,854
	4 港湾費	90,572
	5 都市計画費	1,201,078
	7 住宅費	287,498
8 消防費		2,079,098
	1 消防費	2,079,098
9 教育費		3,477,953
	1 教育総務費	1,070,361
	2 小学校費	284,742
	3 中学校費	252,288
	4 幼稚園費	121,538
	6 学校給食費	1,151,307
	7 社会教育費	597,717

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
10 災害復旧費		49,347
	1 農林水産施設災害復旧費	12,137
	2 公共土木施設災害復旧費	37,210
11 公債費		7,104,065
	1 公債費	7,104,065
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出	合 計	50,979,480

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
固定資産標準地鑑定業務委託料	令和4年度～令和5年度	60,995
令和3年度農業経営安定資金利子等補給（新型コロナウイルス対策事業）	令和4年度～令和13年度	7,331
令和3年度農業制度資金利子補給	令和4年度～令和12年度	84
令和3年度漁業経営安定資金利子等補給（新型コロナウイルス対策事業）	令和4年度～令和13年度	8,441
令和3年度商工業設備投資資金利子補給事業	令和4年度～令和6年度	5,700
令和3年度中小企業・小規模事業者緊急支援資金利子補給	令和4年度～令和6年度	17,599
熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	令和4年度	718,900
本渡学校給食センター建設事業（備品購入費等）	令和4年度	83,288

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共交通対策事業	244,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
コミュニティセンター整備事業	29,900			
体育施設整備事業	11,600			
普通財産施設整備事業	21,700			
共聴施設整備事業	2,200			
クリーンセンター整備事業	248,200			
環境対策事業	10,000			
小規模水道施設整備事業	10,000			
農業農村整備事業	151,800			
林道整備事業	33,500			
農林業施設整備事業	13,000			
漁港施設整備事業	146,600			
観光施設整備事業	23,800			
住宅改修事業	90,000			
道路橋梁整備事業	221,000			
河川整備事業	47,100			
港湾改修事業	51,700			
街路整備事業	370,300			
公園整備事業	5,200			
消防防災施設整備事業	253,000			
小学校施設整備事業	44,100			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校施設整備事業	53,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
共同調理場施設整備事業	293,400			
文化施設整備事業	4,000			
臨時財政対策債	1,500,400			
計	3,880,200			

令和 3 年度天草市国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2, 2 3 0, 1 4 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬 場 昭 治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,575,981
	1 国民健康保険税	1,575,981
2 使用料及び手数料		1,200
	1 手数料	1,200
5 県支出金		9,572,005
	1 県負担金・補助金	9,572,005
6 財産収入		372
	1 財産運用収入	372
7 繰入金		1,066,127
	1 一般会計繰入金	1,042,282
	2 基金繰入金	23,845
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		14,461
	1 延滞金、加算金及び過料	4,100
	2 預金利子	6
	3 雑入	10,355
歳入	合計	12,230,147

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		189,677
	1 総務管理費	170,932
	2 徴税費	8,428
	3 運営協議会費	558
	4 国民健康保険特別対策事業費	9,759
2 保険給付費		9,180,334
	1 療養諸費	7,935,334
	2 高額療養費	1,220,000
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	21,000
	5 葬祭諸費	3,600
	6 傷病手当金	100
3 国民健康保険事業費納付金		2,691,606
	1 医療給付費分	1,941,531
	2 後期高齢者支援金等分	554,762
	3 介護納付金分	195,313
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
6 保健事業費		138,152
	1 保健事業費	11,344
	2 特定健康診査等事業費	101,653
	3 総合保健施設事業費	25,155

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
7 基金積立金		372
	1 基金積立金	372
9 諸支出金		10,001
	1 償還金及び還付加算金	10,001
10 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		12,230,147

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市町村国保事務処理標準システム共同利用クラウド導入負担金	令和4年度	11,155
市町村国保事務処理標準システム導入対応自庁システム改修等委託料	令和4年度	12,705

令和3年度天草市介護保険特別会計予算

令和3年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,873,570千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,794,070
	1 介護保険料	1,794,070
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		3,310,997
	1 国庫負担金	1,968,354
	2 国庫補助金	1,342,643
4 支払基金交付金		3,059,529
	1 支払基金交付金	3,059,529
5 県支出金		1,692,621
	1 県負担金	1,603,395
	2 県補助金	89,226
6 財産収入		229
	1 財産運用収入	229
7 繰入金		2,015,452
	1 一般会計繰入金	1,903,452
	2 基金繰入金	112,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		471
	1 延滞金、加算金及び過料	120
	2 預金利子	1
	3 雑入	350
歳入	合計	11,873,570

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		251,787
	1 総務管理費	148,529
	2 徴収費	4,731
	3 介護認定審査会費	97,689
	4 趣旨普及費	424
	5 計画策定委員会費	414
2 保険給付費		10,990,000
	1 介護サービス等諸費	9,878,600
	2 介護予防サービス等諸費	334,100
	3 その他諸費	10,000
	4 高額介護サービス等費	264,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	42,000
	6 特定入所者介護サービス等費	461,300
5 地域支援事業費		583,300
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	341,591
	2 包括的支援事業・任意事業費	241,709
6 基金積立金		229
	1 基金積立金	229
7 公債費		500
	1 公債費	500
8 諸支出金		3,001
	1 償還金及び還付加算金	3,001
9 予備費		44,753
	1 予備費	44,753
歳 出	合 計	11,873,570

議第77号

令和3年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,350,805千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭 治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		833,901
	1 後期高齢者医療保険料	833,901
2 使用料及び手数料		133
	1 手数料	133
4 繰入金		472,600
	1 一般会計繰入金	472,600
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		44,170
	1 延滞金、加算金及び過料	48
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	1,000
	4 雑入	43,121
歳入	合計	1,350,805

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		36,159
	1 総務管理費	34,296
	2 徴収費	1,863
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,277,800
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,277,800
3 保健事業費		35,346
	1 保健事業費	35,346
4 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,350,805

令和3年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

令和3年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 122,332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000千円と定める。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭 治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 使用料及び手数料		60,508
	1 使用料	60,508
6 繰入金		61,823
	1 一般会計繰入金	61,823
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	122,332

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 浄化槽市町村整備推進事業費		102,384
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	102,384
3 公債費		18,948
	1 公債費	18,948
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	122,332

令和3年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

令和3年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 673,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		81,708
	1 診療収入	81,708
2 使用料及び手数料		770
	1 手数料	770
4 財産収入		6
	1 財産運用収入	5
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		106,994
	1 一般会計繰入金	106,994
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		10,849
	1 諸収入	10,849
8 市債		473,200
	1 市債	473,200
歳入	合計	673,528

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務管理費		629,681
	1 総務管理費	629,681
2 医業費		36,357
	1 医業費	36,357
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
4 公債費		6,889
	1 公債費	6,889
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出	合 計	673,528

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国民健康保険診療施設整備事業	473,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

議第80号

令和3年度天草市歯科診療所特別会計予算

令和3年度天草市の歯科診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,147千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭 治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 歯科診療収入		23,124
	1 歯科診療収入	23,124
2 財産収入		172
	1 財産運用収入	171
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		29,617
	1 一般会計繰入金	29,617
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,233
	1 諸収入	1,233
歳入	合計	54,147

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務管理費		41,744
	1 総務管理費	41,670
	2 研究研修費	74
2 歯科医業費		12,003
	1 歯科医業費	12,003
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出	合 計	54,147

議第 8 1 号

令和 3 年度天草市斎場事業特別会計予算

令和 3 年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 7, 2 7 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市長 馬 場 昭 治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,490
	1 使用料	8,490
2 財産収入		22
	1 財産運用収入	22
3 繰入金		160,659
	1 繰入金	160,659
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	2 雑入	1
6 市債		18,100
	1 市債	18,100
歳入	合計	187,273

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 斎場事業費		108,854
	1 斎場事業費	108,854
2 公債費		76,419
	1 公債費	76,419
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	187,273

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備事業	18,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

議第 8 2 号

令和 3 年度天草市一町田財産区特別会計予算

令和 3 年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 1 6 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 馬 場 昭 治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		79
	1 財産運用収入	77
	2 財産売却収入	2
2 繰越金		13,079
	1 繰越金	13,079
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		13,160

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,261
	1 総務管理費	1,261
2 予備費		11,899
	1 予備費	11,899
歳出合計		13,160

議第 8 3 号

令和 3 年度天草市新合財産区特別会計予算

令和 3 年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 2 8 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 5 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 馬 場 昭 治

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		2
	1 財産売却収入	2
2 繰越金		1,281
	1 繰越金	1,281
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入	合計	1,285

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		333
	1 総務管理費	333
2 予備費		952
	1 予備費	952
歳出	合計	1,285

令和 3 年度天草市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度天草市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		258 床
一般病床		165 床
療養病床		73 床
結核病床		20 床
(2) 延患者数		215,091 人
入院患者数	一般病床	54,750 人
	療養病床	25,550 人
	結核病床	2,190 人
外来患者数	一般外来	126,576 人
	介護サービス	6,025 人
(3) 一日平均患者数		679 人
入院患者数	一般病床	150 人

	療養病床	70 人
	結核病床	6 人
外来患者数	一般外来	432 人
	介護サービス	21 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		4,038,372 千円
第1項 医業収益		3,320,073 千円
第2項 医業外収益		718,287 千円
第3項 特別利益		12 千円
	支	出
第1款 病院事業費用		4,035,082 千円
第1項 医業費用		3,965,978 千円
第2項 医業外費用		68,296 千円
第3項 特別損失		8 千円
第4項 予備費		800 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 300,118 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 873 千円、過年度分損益勘定留保資金 299,245 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	251,144 千円
第1項 企業債	71,900 千円
第2項 他会計負担金	144,301 千円
第3項 県補助金	34,943 千円

支 出

第1款 資本的支出	551,262 千円
第1項 建設改良費	192,071 千円
第2項 企業債償還金	359,191 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設整備事業	71,900 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,705,906 千円

(2) 交際費

513 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	61,689 千円	研究研修費、児童手当等に要する経費等の一部を補助するため(一般会計)

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、379,734 千円と定める。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭 治

令和 3 年度天草市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度天草市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	31,412 戸
(2) 年間総給水量	8,115,000 m ³
(3) 一日平均給水量	22,232 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路整備事業	485,738 千円
イ 施設整備事業	40,919 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第 1 款 事業収益	2,432,787 千円
第 1 項 営業収益	1,880,115 千円
第 2 項 営業外収益	552,662 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 事業費		2,351,696 千円
第 1 項 営業費用		2,179,288 千円
第 2 項 営業外費用		171,568 千円
第 3 項 特別損失		640 千円
第 4 項 予備費		200 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,454,308 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 69,498 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,384,810 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入		235,628 千円
第 1 項 出資金		221,278 千円
第 2 項 工事負担金		14,350 千円

支 出

第 1 款 資本的支出		1,689,936 千円
第 1 項 建設改良費		804,618 千円
第 2 項 企業債償還金		880,337 千円
第 3 項 返還金		4,981 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
(仮称) 第二天草瀬戸大橋配水管添架工事	令和4年度	23,650千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

166,151千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	347,347千円	水道事業会計の経営基盤確立のため。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場昭治

令和 3 年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度天草市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	12,865 戸
(2) 年間総処理水量	4,009,800 m ³
(3) 一日平均処理水量	10,986 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良事業	70,514 千円
イ ポンプ場建設改良事業	295,909 千円
ウ 処理場建設改良事業	295,339 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 事業収益		1,884,373 千円
第 1 項 営業収益		836,540 千円
第 2 項 営業外収益		1,047,833 千円
	支 出	
第 1 款 事業費		1,836,528 千円
第 1 項 営業費用		1,737,336 千円
第 2 項 営業外費用		97,588 千円
第 3 項 特別損失		604 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 640,577 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,343 千円、過年度分損益勘定留保資金 288,057 千円、当年度分損益勘定留保資金 329,177 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款 資本的収入		685,530 千円
第 1 項 企業債		303,000 千円
第 2 項 補助金		371,091 千円
第 3 項 受益者負担金及び分担金		11,439 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1,326,107 千円
第 1 項 建設改良費	662,539 千円
第 2 項 企業債償還金	663,568 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく利子補給 (令和 3 年度)	令和 4 年度～令和 8 年度	551 千円
	年度別内訳	
	令和 4 年度	196 千円
	令和 5 年度	152 千円
	令和 6 年度	111 千円
	令和 7 年度	68 千円
令和 8 年度	24 千円	
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく損失補償	金融機関が補償の履行日として指定する期間	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づき改造工事を行う者に対し、金融機関が 1 箇所(世帯)につき 700 千円以内で貸付けた融資総額の 50%を限度に損失補償

事 項	期 間	限 度 額
今釜新町ポンプ場雨水ポンプ設備改築工事	令和4年度	75,000千円
本渡浄化センター沈砂洗浄設備改築工事	令和4年度	95,000千円
本渡浄化センター汚泥処理系脱臭設備改築工事	令和4年度	194,000千円
瀬戸雨水ポンプ場ポンプ設備改築工事	令和4年度	139,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	303,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利 率)	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

97,044 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	540,596 千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。
資本的収入	補助金	103,091 千円	

令和3年3月5日提出

天草市長 馬場 昭 治

